

人事労務レポート

★★ 今回のテーマ ★★

年次有給休暇の基礎知識

<年休の買上げはできない？>

発行日：2010年7月11日 No.72

発行元：社会保険労務士 山口事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-26-5

金子ビル 4F

TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763

E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp

URL：http://www.ys-office.co.jp

「退職予定者が年次有給休暇(以下、年休)をまとめて請求してきたがすべて認めなくてはいけないのか？」

「病欠社員の年休事後申請は認めなくてはならないか？」

年休についての使用者・労働者の細かい権利関係は意外と理解されていないことが多く、当方にも年休に関してよく質問が寄せられます。今回は年休の基本的なしくみについて解説していきます。

1. 年休とは？

法律上必ず与えなければいけない休暇(法定休暇)として、労働による疲労の回復を目的に作られた制度です。

【法定休暇】年休、産前産後・生理休暇、育児介護休業等

【任意休暇】慶弔休暇、特別休暇等

労働基準法(以下、労基法)では、一定期間継続して勤務し、8割以上出勤した労働者に対して、下記の日数以上の年休付与を定めています。

勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

なお、パート・アルバイトでも、所定労働日数に応じ、一定日数の年休消化が認められています。

2. 年休日の変更・事後振替

年休の請求権は一定期間継続勤務し、8割以上の出勤があれば当然に発生するもので、原則として労働者が指定する日に年休を取らせなければなりません。

しかし、「事業の正常な運営を妨げる場合」においては、請求のあった日付を変更させて与える権限(時季変更権)が使用者に認められています。

【事業の正常な運営を妨げる場合】

多数の年休請求が重なったり、風邪等で多数欠勤していたり、他の人では交替不可能な業務があるとき等。

病欠した日を年休として取り扱う、といった年休の事後振替の権利は、労基法上労働者に与えられていません。事後振替を認めるか否かは使用者の自由です。当日の請求についても事後の請求とみなし同様に考えます。

また、労働者から年休を半日単位で取得したいと請求されることがありますが、労基法上の年休は原則として一労働日を単位としているため、使用者には半日単位で年休を与える義務はありません。

*平成22年4月の労基法改正により、労使協定を締結すれば、年に5日を限度として時間単位で年休を与えることが可能になりました。

3. 年休の買上げ

年休は労働による疲労の回復を目的とする制度であるため、原則として買上げは認められません。ただし、以下の年休の買上げについては法違反とはなりません。

①法定外の(会社がプラスαで与えた)日数分

②時効で消滅した日数分

→年休の時効は2年間。翌年度までに消化しなかった場合時効によって請求権は消滅します。

③退職により消滅する日数分

→「退職直前に年休取得を請求されたが、引き継ぎをきちんとしてもらいたいので認めたくない。」このような場合、引き継ぎをした後、年休分退職日を延長するケースがみられます。ここでは、退職により消滅する年休分を買い取って補償するという方法があります。

<年休買上げにおける使用者側のメリット>

・年休消化のための退職日延長をする必要がなく、無駄な社会保険料を支払わなくて済む。

・雇用関係を早めに切ることができる。

・年休の買取り額は自由に設定できる(必ずしも所定の1日分の金額でなくてよい)。

<年休買上げにおける退職者側のメリット>

・次の給与支給日を待たずに早くお金が入ってくる。

・退職が早まるので、失業手当の申請にすぐ行ける。

・年休買取分が退職所得の扱いになるので、所得税がかからないケースが多い。

4. 年休日の指定

原則として年休は個人ごとにその取得日を自由に決めることができますが、労使協定で定めることにより、計画的に年休を消化させることもできます。夏休み5日間を年休の計画的付与として扱うことも可能です。ただし、本人が自由に取得できる日数として5日間確保されていますので、5日を超える分の日数について計画的付与が可能となります(年休日数12日であれば計画年休の対象は7日)。

5. 年休の不利益取扱い

年休消化の促進を図るため、年休を取得した労働者に対する賃金の減額その他の不利益な取扱いは禁止されています。年休取得を精皆勤手当や賞与の額に反映させるといったことも、この不利益取扱いとみなされる可能性がありますので避けるべきです。

レポートの内容についてご不明な点がありましたら、山口事務所までご連絡ください。

— 今月の主な労務・税務関連手続き —

・労働保険年度更新(6/1~7/12)

・社会保険算定基礎届(7/1~7/12)、賞与支払届の提出

● コラム ●

三鷹市の第三セクターである(株)まちづくり三鷹が中心となって実施される「みたか身の丈起業塾プロジェクト」に参加しています。社会や地域の課題を解決する社会的企業を運営する人材を育成するための講座を開いています。私は雇用管理の講座や起業家のメンターをしています。7/6に講義をしましたが、老若男女60名の起業予定者は熱かったです。第2期もありますので、ご興味のある方がいましたらご連絡ください。